

能義地区商工会協議会

トピック入

合併
特集号

平成17年5月発行

地域振興に
貢献する
商工会を目指して



広瀬町商工会



伯太町商工会

広瀬町商工会と伯太町商工会では、地域における商工業の総合的な経済団体としての本来の使命をいかにして達成すべきか、会員ニーズに的確に対応するため、どうあるべきか検討を行うため能義地区商工会協議会を平成十五年五月に立ち上げ、協議検討をしてきました。

また、この地域は昨年十月、島根県のトップを切って新生安来市が誕生し、同じ行政区の中に二つの商工会が存在する事になりました。今後、新生安来市と連携を深め、中山間地に共通する課題を有する商工会地域を一つとして地域経済団体としての役割を果したい。

合併は総会の特別決議で決定されます！

合併特別決議後の予定	
平成十七年六月下旬	・合併契約書の締結（調印） 安来市長・行政関係者立会い、全役員に案内
平成十七年七月～十二月	・設立委員会開催 ・定款・規約・役員の選任 ・合併認可申請の手続き ・県知事への合併認可申請
平成十八年二月	平成十八年四月一日
平成十八年五月上旬	・合併登記（解散・設立） ・総代選出（選挙）

- 開催日 平成17年5月24日
(同日開催です)

時 間	場 所
広瀬町商工会 午後2時～	広瀬町商工会館
伯太町商工会 午後3時～	伯太町商工会館

大事な総会です。必ず出席し、議決権行使しましょう。

合併に向けて基本協定が協議会で合意されました

名称は「安来市商工会」で、合意！

基本協定書

- 合併の期日
合併の期日については、平成十八年四月一日とする。

合併の期日

- 合併する商工会名
合併する商工会は、以下の二商工会とする。

- 一、広瀬町商工会
- 二、伯太町商工会

新商工会の地区

合併後の新商工会の地区は広瀬町、伯太町商工会管内地区とする。

合併商工会の組織

合併商工会に広瀬支部と伯太支部を置き、それぞれに広瀬地区、山佐地区、布部地区、比田地区と母里地区、安田地区、井尻地区、赤屋地区を置く。

役員定数

役員定数は三十三名とし、会長一名、副会長二名、理事二十八名（うち女性部二名、青年部二名）監事二名とする。

- 新商工会の名称
新商工会の名称は、「安来市商工会」とす

る。

●役員選出方法

役員の選出方法は女性部、青年部選出理事を除く二十九名を会員数による支部定数制とし、支部において地区別調整を行い総代会で選任する。

但し、支部定数は改選直前の三月三十一日現在の会員数による。但し、初回の定数は以下のとおりとする。

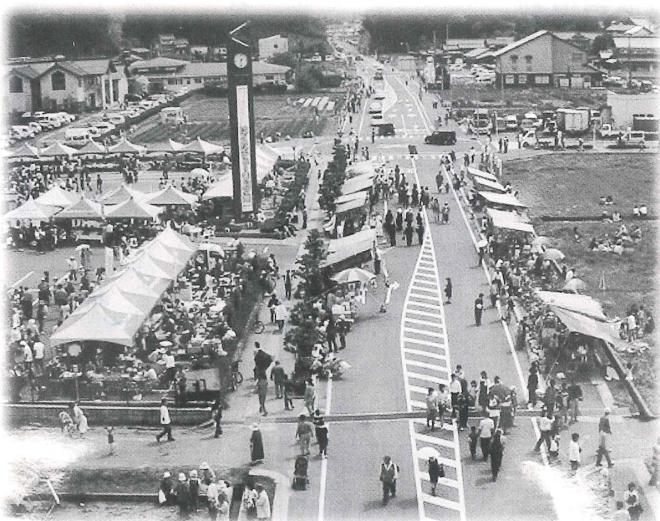
商工会名	会員数(15年度末)	役員定数
広瀬町商工会	259名	
伯太町商工会	131名	19名

下のとおりとする。

商工会名	会員数(15年度末)	総代定数
広瀬町商工会	259名	
伯太町商工会	131名	27名

●総代の選出方法

総代の選出は、各支部ごとに各支部に属する会員の中から選出する。なお、各支部での選考に当たっては、原則各地区の会員数により選出する。



チューリップまつり

●役員の兼務

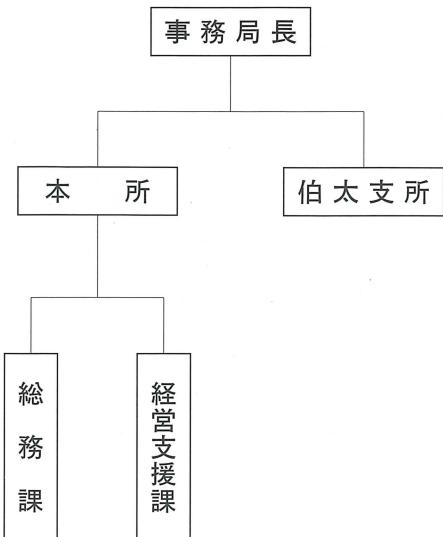
総代が新商工会の役員に選出された場合は、その年度は兼務とし次回総代会までに該当支部において補充選任する。補充された総代の任期は前任者の残任期までとする。

●合併商工会の事務所の位置

合併商工会の位置は現在の広瀬町商工会の位置とし、現在の伯太町商工会の位置に支所を置く。

本所の位置 安来市広瀬町広瀬七五三番四〇
支所の位置 安来市伯太町東母里四三四番地二

●事務局機構



新商工会の総代定数は八十名とし、各支部の改選直前の三月三十一日現在の会員数により支部定数を決定する。但し初回の定数は以

合併により規模が大きくなることから「総代制」を採用する。

●総代定数

●合併時の職員の配置

合併時の職員数は十名とし、配置は以下のとおりとする。

①本所

- ・事務局長
- ・指導課長
- ・経営指導員
- ・補助職員
- ・記帳職員

②支所

- ・支所長
- ・補助職員
- ・記帳職員

一 名	一 名	一 名	一 名	二 名	一 名	一 名
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

●会費賦課基準

新商工会の会費賦課基準は、従業員規模割と法人規模割の合計額を賦課する。なお、役員は特別割りの会費を別途賦課する。

(1) 従業員規模割

単位：円

区分	従業員数	会費額
1	1人	5,000
2	2人	10,000
3	3人	15,000
4	4人～5人	20,000
5	6人～9人	25,000
6	10人～20人	30,000
7	21人～50人	35,000
8	50人以上	50,000
	団体	10,000
	団体	40,000

但し合併後3年間は一定の調整を実施する。

(2) 法人規模割

単位：円

区分	資本金額	会費額
1	3,000万以下	5,000
2	3,000万超	10,000

(3) 役員特別割

単位：円

役職名	会費額
会長	50,000
副会長	30,000
理事	20,000
監事	20,000

●手数料賦課基準

新商工会の手数料賦課基準は、会員の手数料を種類ごとに以下に定める。

(1) 記帳機械化手数料

記帳機械化手数料	日計表が整理され仕訳数が月平均50件以下の場合	2,500円
	日計表が整理され仕訳数が月平均50件以上の場合	3,000円
	日計表が整理されてなく、補足が必要な場合	3,500～5,000円
	上記基準の適用により極端な格差のある場合は特殊案件とし、会長が別に手数料額を定める。	

(2) 決算指導手数料

個 人	会 員	一 般	帳簿－決算書作成指導	5,000円		
			準備表－決算書作成指導	3,000円		
		現金主義	申告書作成指導	2,000円		
			帳簿－決算書作成指導	3,000円		
	会 員 外	一 般	申告書作成指導	2,000円		
			帳簿－決算書作成指導	7,500円		
		現金主義	準備表－決算書作成指導	4,500円		
			申告書作成指導	3,000円		
法 人			帳簿－決算書作成指導	4,500円		
消 費 税			申告書作成指導	3,000円		
記 帳 機 械 化			振替入力	3,000円		
そ の 他			期末振替起票－振替入力	5,000円		
会計ソフトの指導			現金主義	3,000円		
決算書・申告書の印刷			複数決算がある場合 (二つ目の決算より)	簡 易 2,000円 難 易 3,000円		
会計ソフトの指導			1回当たり	1,000円		
決算書・申告書の印刷			1回当たり	1,000円		

(3) 年末調整申告書作成指導料

(1,000 + (必要人数 × 300円))

但し、記帳機械化利用者は免除

(4) コピー使用料

会員・非会員共に 1枚 10 円

(5) 資産使用料

テント使用料 1張り 2,000 / 回

紅白幕 1,000 / 回



広瀬の伝統工芸品展（島根県物産観光館）

(6) 労働保険事務手数料

概算保険料の 5 %	上限 80,000 円	下限 2,000 円
------------	-------------	------------

特例措置：伯太町該当者については、18年度 1 %、19年度 1 %の値上げとする。

●委員会、部会の取り扱い

委員会は総務委員会、金融委員会、共済普及委員会を置き、必要に応じ特別委員会を設置することができる。

部会は商業部、工業部を置く。

●青年部、女性部の取り扱い

青年部、女性部それぞれ組織内で協議し、商工会合併と同時に合併を行う。役員数、役員選出の方法等については、各部会組織の中で平成十八年三月三十一日までに決定する。

●受託事務の取り扱い

各商工会が受託している事務については以下のとおりとし、受託料については、委託団体と協議する。

一、合併と同時に統合化する団体

- ①労働保険事務組合
- ②県火災共済協同組合代理所
- ③西日本自動車共済代理所
- ④青色申告会（合併を勧め新商工会に引き継ぐ）
- ⑤松江法人会広瀬・伯太支部

二、独自の団体として統合しない団体

- ①広瀬町街路灯組合

●定款の作成

市商工会の定款を作成する。
全國商工会標準定款例を基本として、安来

- ②さくらスタンプ会
- ③広瀬地区LPG公共供給事務組合
- ④伯太町商店会
- ⑤学校給食納入組合
- ⑥誘致企業協議会

●規約、規程の作成

島根県商工会統一諸規程を基本として、安来市商工会の規約、規程を作成する。

●各種共済事業の取り扱い

各商工会が実施している各種共済事業は、合併商工会に全て引き継ぐ。

おしらせ

“知事が語る県政改革”

昨年度策定した中期財政改革基本方針を受け、これに沿った初めての予算が今年度スタートします。

県としては、この改革を実現するためには県民の理解と協力が不可欠であり、これまで以上に県民との対話を重視しながら県政運営をおこなわなければならないと考えています。

特に、改革に沿った予算執行初年度は重要な意味を持つことから、知事自ら地域に出向き、自身の思いを語り、県民の声に耳を傾ける機会を設けることとします。

日 時 平成17年6月7日(火) 18:00~19:30

場 所 島根県職員会館 多目的ホール(定員:約120名)

参加方法 どなたでも参加できます。

(事前申し込みは不要です)

問い合わせ先

〒690-8501 松江市殿町1

島根県政策企画監室 政策スタッフ(長谷川・仁科)

Tel: 0852-22-6322・5959

Fax: 0852-22-6034

E-mail: seisaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp